

西東京市公園配置計画（平成30年3月策定）概要版

計画の策定にあたって（3つの視点と方向性） 公園をめぐる背景

西東京市は、都内各市と比較すると市立公園の総面積は中位ですが、公園数が267箇所と多く、小さな公園が分散して設置されています。地域によって公園が充実している地区と公園が少ない地区もあるなど地域格差が課題となっています。また、市民要望の多様化等により公園を取り巻く状況も様変わりしています。

他方、市の財政状況は、引き続き厳しい状況が続くものと考えられ、これまで以上に財政のスリム化・効率化を図り、計画的で適正な行政サービスを検討し、健全で持続可能な自治体経営を目指していく必要があります。

このような状況や多様化する市民要望を踏まえ、公園施設の有効活用やその充実、公園施設のリニューアルやバランスのとれた公園配置と公園整備を視野に入れつつ、財源確保の方策や公園の統廃合なども考慮した公園配置計画の策定が求められています。

<3つの視点>

1. 「健康」応援都市における公園づくりについて

西東京市は「健康」応援都市の実現を総合戦略の基軸に据えており、公園づくりにおいてもこの視点が重要です。

2. 公園の活用について

西東京市の公園は、公園数が多く、さらに小規模な公園が多いなど、課題も多く、市民に親しみを持って、活用される公園づくりの視点が重要です。

3. 公園整備・維持管理における財源確保について

公園における施策を行っていくためには、財源が必要です。維持管理経費の抑制やみどり基金の活用範囲も検討しながら、開発事業に伴う金銭納付、民間の活力の活用なども含め、財源確保についての視点が重要です。

<3つの方向性>

1. 公園の適正配置について

「健康」応援都市の実現を目指し、野外活動、運動、レクリエーション、健康づくりやみどりの保全、防災など公園の様々な機能を踏まえ、地域に偏りなく適切に配置されている状態が望ましい公園の在り方です。

そのために、公園の有効活用、公園整備における財源の確保を考慮しながら、公園をどのように整備し適切に配置していくのかを検討する必要があります。

2. 地域コミュニティの醸成について

公園は行政が設置し、市民がそれを受動的に利用するだけでなく、市民が主体的に活動する公園ボランティアの活動などを踏まえ、公園を地域のコミュニティを醸成する拠点として、育成に努めることで、心身の健康の維持・増進、公園の有効活用と維持管理経費の抑制について検討する必要があります。

3. 公園ボランティアや民間の活力の活用について

公園ボランティアは、公園の維持管理や様々なイベントに取り組んでおり、さらに、平成28年度より西東京いこいの森公園を含む約50公園の管理を指定管理者の管理として新たな管理形態を導入しました。維持管理経費の抑制や「健康」応援都市における市民サービスの向上を目指し、民間活力を活用する手法や指定管理者制度も含め様々な民間活用のための取り組みについて検討していきます。

名称	面積条件
大きな公園	面積 7,000 m ² 以上の都市公園
比較的大きな公園	面積 500 m ² 以上 7,000 m ² 未満の公園
比較的小さな公園	面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満の公園
小規模公園	面積 300 m ² 未満の公園
小規模緑地	面積 100 m ² 未満の市が公園として管理している緑地（提供緑地等）

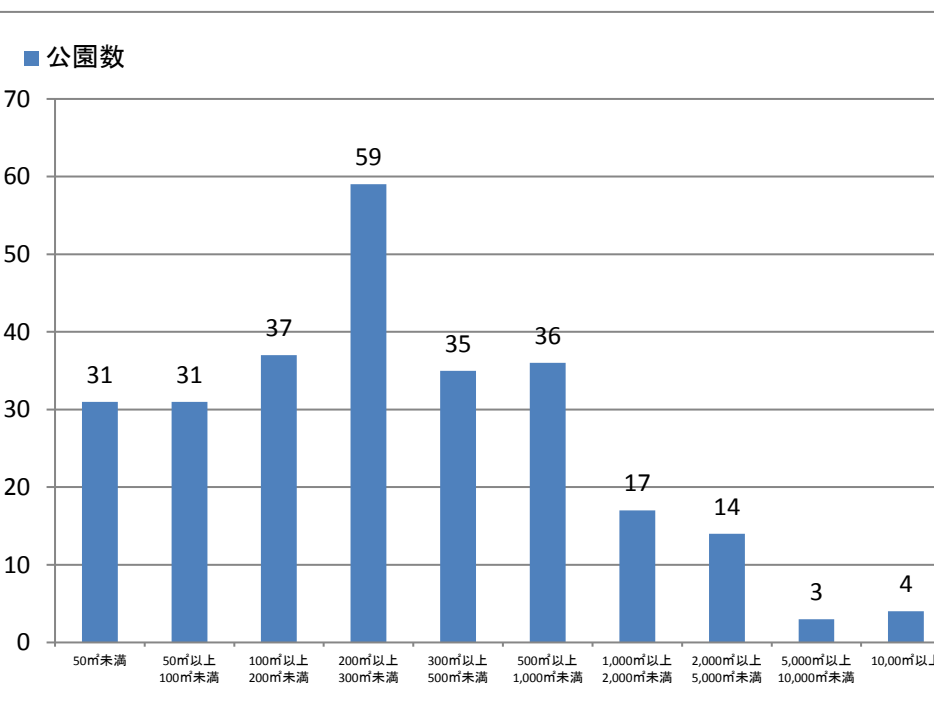
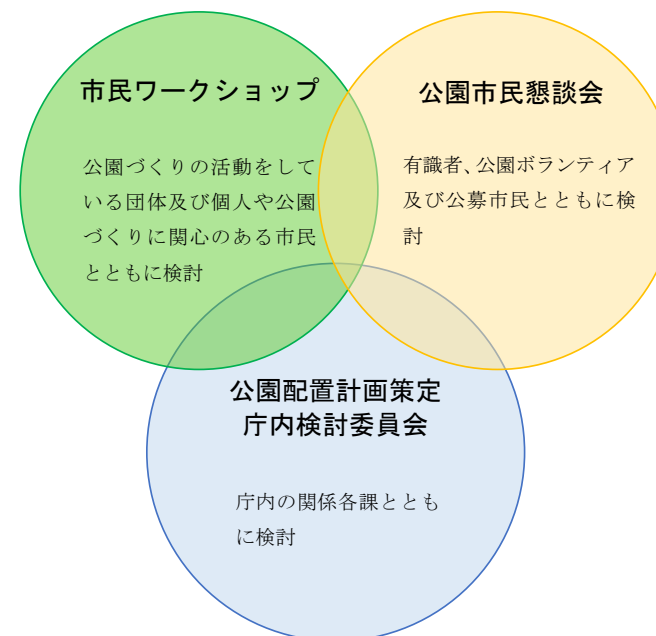
健康」応援都市が取り組む公園づくり

計画は、市が進める「健康」応援都市の実現を目指して、市民の生活をさらに豊かで健康なものにするための公園づくりや適正な配置等の実現を目的とします。それにより、将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けるための、市民一人ひとりのこころやからだの健康やまち全体の健康の達成を目指します。また、計画の策定や実施を市民協働で推進することで、公園づくりに参加する市民を増やし、運動やつながり、生きがいづくりの機会を創出するなど、公園を拠点とした地域コミュニティ形成や健康づくりの促進を目指します。

市民協働の計画策定を目指して

公園実態調査では、調査への参加を通して、市民に市の公園の現状や課題について実感してもらいました。計画では、調査を通してさらなる公園づくりの知識や経験を得た市民とともに、市の公園を取り巻く様々な課題を解決し、地域の生活実感を伴う持続可能な計画の策定を目指します。

計画検討の体制



基本方針①大きな公園は個性を活かしたりリニューアルをしよう

みどりの基本計画の中にある「みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう

各地域における主なリニューアルの内容	
① 北町緑地保全地域周辺	保全地域と下保谷森林公園・あらかしき公園を連携させ、豊かなみどりの拠点の形成に努めます。その中心となる下保谷四丁目特別緑地保全地区については、保全活用計画を策定した上で、民間活力を活用し、みどり豊かな自然公園として整備します。
② 碧山森緑地保全地域・文理台公園周辺	中核となる文理台公園を、民間活力を活用して再整備します。
③ 東伏見公園・石神井川周辺	下野谷遺跡の確実な保存、効果的な活用に向け、都立東伏見公園の整備に際し機能充実を要請しながら、下野谷遺跡用地及び市道部分と一体的に再整備します。整備の基本方針等については、現在策定中の「下野谷遺跡保存活用計画」の中で検討します。
④ 西原自然公園周辺	西原自然公園を植生管理計画に基づき、引き続き市民協働で、雑木林の若返り事業を実施します。
⑤ 西東京いこいの森公園・谷戸せせらぎ公園周辺	各公園施設の老朽化を踏まえ、民間活力を活用してリニューアルを行います。西東京いこいの森公園については、駐車場やスケート広場及びボール広場等の老朽化対策も検討します。
⑥ 小金井公園周辺	様々な市民ニーズを踏まえ、公園以外の公的活用の検討を進める等、占用要件の緩和も視野に田無市民公園及び日向公園のリニューアルを行います。また、みどりのシンボル拠点を担う公園の新設を検討します。

基本方針②公園空白地区には新たな公園を設置しよう

- ・地域の実情に沿って公園空白地区の基準を見直そう
- ・借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には、新たな公園設置を目指そう

【見直し後】の公園空白地区の基準

【配置済扱いとする公園について】

- ◆公園面積 500 m²以上で、次の条件のもの
- ・市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園
- ・都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園

【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

- ◆市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である500 m²以上で、次の施設
- ・特別緑地保全地区
- ・柴町二丁目樹林地
- ・近隣区市の公立公園
- ・都立公園及び緑地保全地域

【公園の誘致圏】

- ◆半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）
- ・誘致距離の起点は公園の中心
- ・ただし、近隣公園、地区公園、都立公園については当該公園の出入口

公園空白地区における公園新設の考え方のまとめ

【公園空白地区における公園新設の考え方】

- 基本的には街区公園規模以上の公園整備に努める
- 公園実態調査で利用の多くみられた500㎡以上の公園の新設を目指す
- 誘致距離250m(街区公園基準)、公園面積500㎡以上の公園を配置済みとする
- 公園空白地区について優先的に公園の新設を目指す

【土地取得の考え方】

①公園空白地区に借地公園等がある場合

- 将来的な取得の可能性を考慮し、借地公園の用地取得を優先しながらも、生産緑地等についても必要に応じて柔軟に検討

②公園空白地区に借地公園等がない場合

- 生産緑地等の民地を含めて土地を取得し、公園の新設を目指す

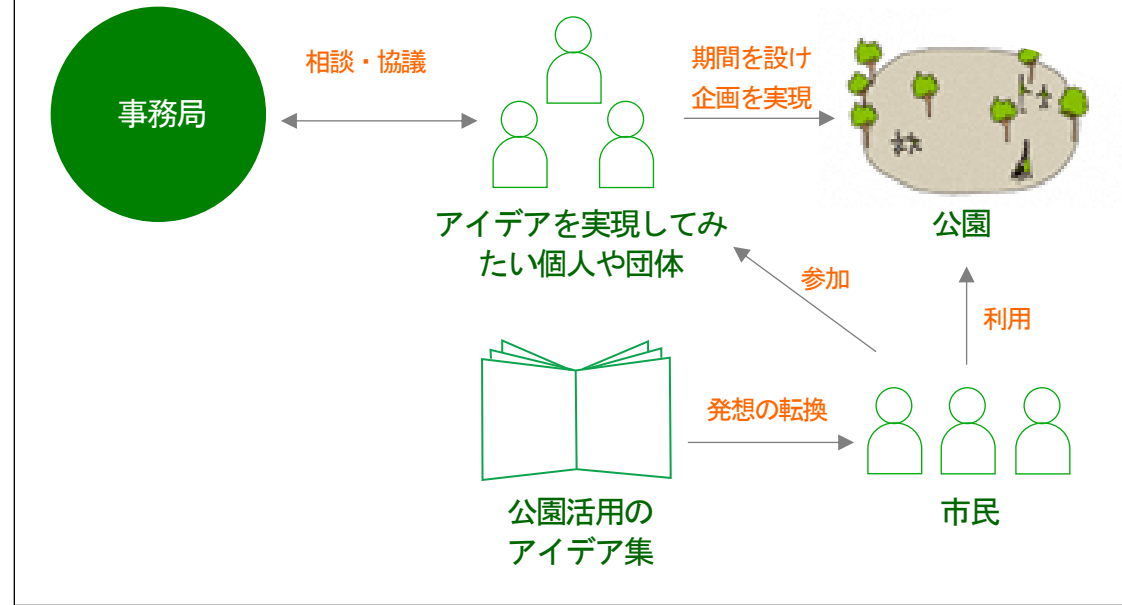
基本方針③老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう

- 公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう
老朽化した遊具等については撤去及び地域のニーズにあった更新を推進する。
- 樹木の老木化への適切な対応により良質なみどりを確保しよう
老木の伐採及び樹木の更新による良質なみどりの確保
- 適切な維持管理を行いながら利用者の安全管理を図る

基本方針④市民や民間と協働して公園づくりを進めよう

- 市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう
市民協働の推進による公園の維持管理
市民WSで出たアイデアの実現に向けた市民の主体性のある取り組みの支援
公園ボランティア活動のさらなる活性化
- 民間活力を活用し、更なる市民サービスの向上を図ろう
近隣施設等との連携(小・中学校、児童館など)
民間の活力を活用した市民サービスの推進(指定管理者制度の拡充等)
民間事業者による公共還元型の収益施設の管理者制度(Park-PFIなど)の導入等の検討

市民協働事業実施のための小規模公園・緑地活用の一例



基本方針⑤小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう

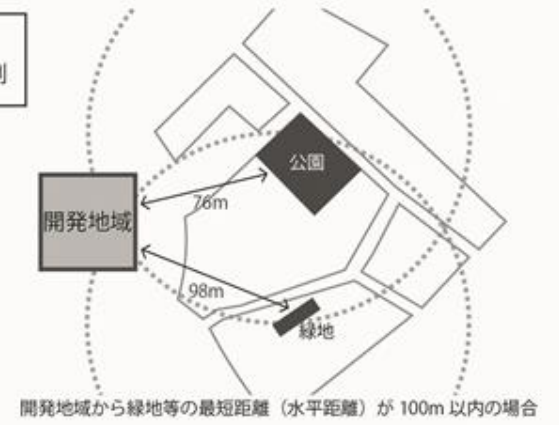
- 市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう
市民の活動を支援する特色のある小規模公園づくり
(コミュニティガーデン等)
小規模公園や緑地の地域管理や活用の仕組みづくり
(地域管理により独自の公園ルールを定め、地域に合った利用ができる公園づくりなど)
- 公園以外の公的活用の検討を進めるための、占用要件の緩和等についての検討

基本方針⑥財源の確保の方法を工夫しよう

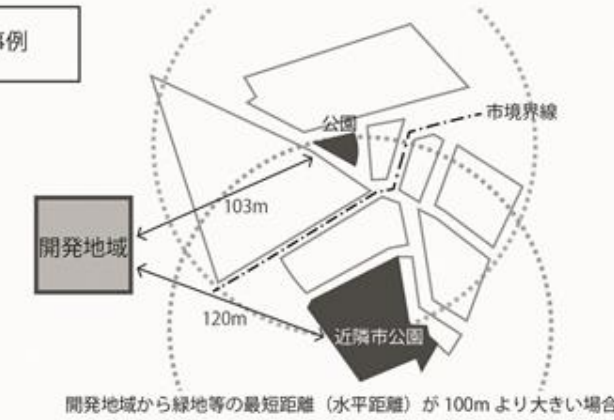
- みどり基金の充実を図るとともに原資である金銭納付の基準を見直そう
開発に伴う小規模緑地の設置の見直し(金銭納付の基準の見直し)
みどり基金の活用範囲の見直し(維持管理等への活用)
設置された緑地を地域管理とする仕組みづくり
- 民間活力を活用し収益をあげる公園をつくろう
収益施設の設置、ネーミングライツ等、公園を活用した収益事業の検討

緑地等が付近にある場合の基準	
項目	基準
緑地等とは	① 市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園 ② 都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園 ③ 市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である次の施設 ・特別緑地保全地区 ・栄町二丁目樹林地 ・近隣区市の公立公園 ・都立公園及び緑地保全地域
付近にある場合とは	開発区域の境界線から水平距離で100mの範囲内に既存又は新設予定の緑地等が存在する場合(100mで接する場合を含む)

金銭納付または自主管理緑地設置となる事例



緑地の設置となる事例



※ 黒い部分が「緑地等が付近にある場合の基準」の緑地等とする

■公園配置計画の考え方まとめ

- みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルします
- 比較的大きな公園が周辺に無いところを空白地区として優先的に公園の整備を進めます
- 老朽化した遊具などの施設の撤去や更新は地域ニーズにあった更新を推進します
- 老木の伐採や適切な樹木の管理により、良質なみどりを確保します
- 市民との協働や民間活力を活用して市民サービスの向上に努めます
- あまり利用がみられない小規模公園や緑地では市民活動の場として利用できるようにサポートや規制の緩和等を検討します
- 開発に伴う緑地を設置する必要がないと定める基準づくりや金銭納付が可能となる基準の見直し、みどり基金の活用範囲の見直しなどを行います
- 収益施設の設置やネーミングライツ等、公園を活用した収益事業を検討します
- 指定管理区域の拡充を進め、市民サービスの向上に努めます